

別記 4

暴力団等排除措置特記事項

- 第1 暴力団（高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 第2 役員等（高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団排除規則第2条第2項第5号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 第3 役員等が業務に関し、暴力団員等を使用したと認められるとき。
- 第4 暴力団員等を雇用しているとき。
- 第5 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- 第6 役員等が暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第7 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。
- 第8 市指定管理業務に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。
- 第9 市指定管理業務に関し、暴力団又は暴力団員等から不当要求行為を受けながら、市への報告を怠ったとき。